参考資料

資料1 G20北海道倶知安観光大臣会合宣言

「観光による持続可能な開発目標(SDGs)への貢献の推進」

附属書1「観光分野における女性活躍推進に向けた行動メニュー」

附属書2「観光の強靱性向上に関する行動」

観光危機管理・復興イニシアティブ

資料2 鈴木北海道知事プレゼンテーション資料

資料3 G20観光大臣会合に向けた高校生からの提言

資料4 学生サミット宣言

資料5 G20観光大臣会合実行委員会 規約

資料6 G20観光大臣会合実行委員会事務局規程

資料7 G20観光大臣会合実行委員会寄附等要綱

資料8 G20観光大臣会合に関する連携事業募集要綱

資料9 主な新聞記事

資料1



G20 Tourism Ministers' Meeting Kutchan, Hokkaido, Japan, 26 October 2019

DECLARATION

Advancing Tourism's Contribution to the Sustainable Development Goals (SDGs)

We, Ministers of Tourism of the G20 member countries, and invited countries (Netherlands, Philippines, Singapore, Spain, Switzerland, Thailand and Vietnam) met under Japan's G20 Presidency, alongside the International Labour Organization (ILO), the Organization for Economic Cooperation and Development (OECD), the World Tourism Organization (UNWTO) and the World Travel and Tourism Council (WTTC), in Kutchan, Hokkaido, Japan on October 26, 2019,

Recalling that,

- tourism accounts for an estimated 10.4% of the world's GDP, considering its direct, indirect and induced impacts (WTTC, 2019) and the tourism sector accounts directly for 3% of the GDP of the G20 economies (UNWTO, 2019);
- 2. globally, tourism represents one of the fastest growing and resilient economic activities forecasts indicate that tourism will experience sustained growth in the coming years, reaching 1.8 billion international tourist arrivals in 2030, up from 1.4 billion in 2018 (UNWTO, 2019);
- 3. global exports from international tourism, including passengers' transport, reached US\$ 1.7 trillion in 2018 worldwide (7% of total exports) and, US\$ 1.2 trillion in the G20 economies (6% of all G20 exports) (UNWTO, 2019);
- 4. tourism exports generate bigger impacts on the domestic economy than overall exports; on average, across countries, 1 US\$ of tourism export (non-resident expenditure) results in 89 cents in domestic value added and 11 cents in foreign value added (OECD, 2019);
- 5. tourism is one of the main sectors driving economic integration and socio-economic development;
- tourism, a labour-intensive service sector, is estimated to account for 1 in 10 jobs in the world or approximately 319 million jobs (direct, indirect and induced impacts) (WTTC, 2019) and 6% of the direct jobs in the G20 economies (UNWTO, 2019);
- 7. tourism creates jobs for people of all ages and skill levels, not only within the sector, but throughout its entire value chain in many other sectors, including agriculture, construction, manufacturing, retail, handicrafts, cultural and creative industries, financial services, information and communication technologies;
- 8. one job in the tourism sector is estimated to create about one and a half additional or indirect jobs in other sectors (ILO, 2017) and tourism accounts for a higher share of women's employment and entrepreneurship as compared to the whole economy;
- 9. the growth of tourism also creates important challenges in terms of the preservation and use of natural resources, environmental and climate impacts, bio-diversity, socio-cultural impacts,

- infrastructure, mobility, working conditions and labour markets security, congestion management and the relationship with host communities:
- tourism plays a significant role in the Sustainable Development Goals (SDGs), namely in SDG 8: 'Decent Work and Economic Growth'; SDG 12: 'Responsible Consumption and Production; and SDG 14: 'Life Below Water', and that tourism's cross-cutting nature positions it well to contribute to all 17 SDGs;
- 11. tourism is a driving force for social inclusion with the potential to advance employment and economically empower groups which are more vulnerable to social and economic risks including, but not limited to, women, young people, persons with disabilities, migrants, indigenous and tribal peoples, and rural populations;
- 12. tourism is a sector made up mostly of Small and Medium Enterprises (SMEs) with low barriers to entry, providing major opportunities for young and female entrepreneurial talent and for integrating SMEs and start-ups into the value chain:
- 13. the geographic distribution of tourism promotes job creation and entrepreneurship, supporting employment in rural areas and regional development;
- 14. digital transformation and new technologies have accelerated the growth and integration of tourism, providing new opportunities to advance market access, operational efficiency, job creation and entrepreneurship while presenting several challenges, particularly in terms of skills gaps, local labour markets or shortage of investment;
- 15. new technologies in the field of mobility and urban development have the potential to contribute significantly to more flexibility of both tourists and residents, and enhance their experiences, accessibility and overall quality of life.

Taking into consideration,

- 16. the main objective of the G20 to promote "strong, sustainable and balanced growth";
- 17. the objectives of the Japanese G20 Presidency to "lead global economic growth by promoting free trade and innovation, achieving both economic growth and reduction of disparities, and contributing to the development agenda and other global issues with the SDGs at its core" and to "promote a free and open, inclusive and sustainable", "human-centered future society";
- 18. the UN General Assembly resolution 70/1 of 25 September 2015 on Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development, which adopts the 17 SDGs;

and the G20 Osaka Leaders' Declaration, which states that G20 members will work to maximize the tourism sector's contribution in employment, economy, environmental protection and inclusive and sustainable development, Tourism Ministers of G20 member countries agree to work towards:

- maximizing the contribution of tourism to the SDGs,
- managing tourism for the benefit of visitors and local communities, and
- enhancing the role of innovation and making good use of the digital transformation to advance sustainable tourism, by:
- 19. promoting efforts, in each country, regarding tourism's paragraph in the G20 Osaka Leaders' Declaration:
- 20. promoting that tourism can contribute to the 17 SDGs by integrating and engaging tourism in the national agendas and processes related to the implementation of the SDGs;
- 21. encouraging the joint work of the UNWTO and the Japan International Cooperation Agency (JICA) on the development of a toolkit to evaluate the contribution of tourism to the SDGs, and expecting that this will be completed and widely used from next year;

- 22. based on the Osaka Blue Ocean Vision, making efforts in the field of tourism to protect tourism destinations and local communities through the G20 Implementation Framework for Actions on Marine Plastic Litter:
- 23. welcoming reports on women's empowerment through tourism by international organizations such as the UNWTO, UN Women, the World Bank and WTTC, and encouraging actions in each country's initiative based on the agreement on women's empowerment in the G20 Osaka Leaders' Declaration, referring to the actions (Annex 1);
- 24. encouraging high quality infrastructure investment in the field of tourism and related fields based on the G20 Principles for Quality Infrastructure Investment;
- 25. strengthening the resiliency of tourism in G20 member countries through international cooperation and taking voluntary measures including sharing of best practices in crisis management and crisis communication during and in the aftermath of natural and man-made disasters and external shocks (Annex 2);
- 26. fostering public-private sector partnerships and promoting governance models that integrate the public and private sectors, entrepreneurs, local communities as well as academics in sustainable tourism development;
- 27. encouraging responsible tourism in which people experience unique nature and culture in local areas and promoting benefit sharing with local communities for the protection of nature and culture, and encouraging travelers to visit diverse destinations to revitalize local economies and improve sustainability of the tourism destination;
- 28. encouraging policies that promote human capital development and inclusive labour markets that facilitate innovation and foster the creation of sustainable enterprises and decent jobs, including among women and youth, and promoting cooperation in tourism vocational training and a human-centred approach to the future of work;
- 29. making full use of the digital transformation to improve the visitor experience, market intelligence and access, and collection and sharing of data, to promote safety and security and travel facilitation, to foster effective visitor management and to support the development of SMEs, including their uptake of new technologies, digital skills and access to finance;
- 30. encouraging efforts for the introduction of the initiative Towards a Statistical Framework for Measuring the Sustainability of Tourism (MST) led by UNWTO, and advancing the measurement of sustainable tourism through international standards and the use of new technologies to monitor and measure tourism's impacts and ensure evidence-based policy and decision making, planning and management of destinations;
- 31. establishing favourable framework conditions for a conducive business environment, stimulating innovation and entrepreneurship and creating networks by linking start-ups, major companies, investors and governments along the tourism value chain;
- 32. encouraging G20 Leaders to consider institutionalizing the Tourism Ministers Meeting as an official G20 Ministers Meeting to maximize the potential of tourism to support economic growth, job creation, resiliency, inclusion and sustainability; and,
- 33. advancing these overarching initiatives through collective G20 member state engagement with the UNWTO, OECD, the ILO and other organizations toward achievement of these objectives.

The G20 member states wish to express appreciation to the Government of Japan for their leadership in advancing the tourism agenda in the G20 framework and express our appreciation to Saudi Arabia for its gracious invitation to host the G20 Tourism Ministers' Meeting as the official G20 ministerial meeting in 2020.

Kutchan, Hokkaido, October 2019



ANNEX 1 Actions for Women's Empowerment in the Field of Tourism

The G20 Osaka Leaders' Declaration states the following about women's empowerment.

- Gender equality and women's empowerment are essential for achieving sustainable and inclusive economic growth.
- G20 Leaders will exchange their respective progress and actions taken in the G20 towards the Brisbane Goal on the basis of the annual report.
- G20 Leaders commit to take further action to reduce gender pay gaps, end all forms of discrimination against women and combat stereotypes and promote women's access to managerial and decision-making positions.
- G20 Leaders commit to continue their support for women's education and access to digital technology in order to close the digital gender gap.
- G20 Leaders will address the gender gap in unpaid care work, which remains a major obstacle to women's participation in the labour market.
- G20 Leaders reaffirm the importance of taking measures to eradicate all gender-based violence, abuse and harassment.
- G20 leaders reaffirm the importance of taking measures to support skills development and provide access to funding to promote women's entrepreneurship.

Tourism continues to be an important driver of global economic growth and, as such, it is mentioned in the G20 Leaders' Declaration as a sector that can contribute to the creation of quality jobs and entrepreneurship, especially for women and youth.

As a sector with more female employment, business start-ups and higher economic growth compared to many other sectors, tourism can greatly contribute to the progress of the Brisbane Goal (to reduce the gender labor force participation gap by 25% by 2025) and the 2030 Agenda for Sustainable Development, in particular Sustainable Development Goal 5: "achieve gender equality and empower all women and girls". However, women working in the tourism sector remain concentrated in low-level jobs, have limited representation amongst management and senior positions and experience many other issues such as wage disparities between themselves and men (UNWTO, UN Women, GIZ on behalf of the German Federal Government, World Bank & Amadeus* 2019).

We welcome recommendations and work on women's empowerment through tourism by the UNWTO and WTTC, as well as women's empowerment recommendations by the OECD, UN Women, World Bank and other organizations.

This annex has been formulated in line with these important recommendations and we will work respectively and continue to share our knowledge, action and progress.

1. Employment

- Implement strategies for promoting decent work and strengthen legal protection for women across all areas of the tourism sector, including taking measures to eradicate all gender-based violence, abuse and harassment:
- Improve minimum wage regulations, equal pay laws, parental leave, flexible working hours, work-from-home options, childcare, and the prevention of sexual harassment (UNWTO et al. 2019*);
- Improve women's access to quality jobs and ensure equal access to opportunities between men and women (WTTC 2019**);
 - Work to correct gender workplace segregation. (OECD 2019***);
 - Improving availability of timely and comparable data concerning gender disparities in the labor market. (OECD 2019);
- Promote a general environment of zero tolerance of violence and harassment, including genderbased violence (ILO 2017****);
- Apply the principle of equal pay for equal work or work of equal value in law and practice, paying
 particular attention to specific challenges affecting the industry, namely, gender stereotypes,
 occupational segregation, sex-biased job classification systems and the gender pay gap (ILO
 2017);
- Address occupational segregation and the gender wage gap by paying special attention to career development for women (ILO 2017).

2. Entrepreneurship

- Reduce barriers to businesses for women and facilitate women's financial inclusion; and
- Expand women's market access and promote fair trade for their tourism products and services (UNWTO et al. 2019);
- Promote entrepreneurship especially for young women by inter alia improving access to finance and financial education for the creation of sustainable tourism enterprises led by women (ILO 2017).

3. Education

- Develop skills and leadership training for women in tourism and promote gender equality training programmes for tourism representatives in the public and private sectors. (UNWTO et al. 2019);
- Anticipate the improvement of women's education levels in the Young Career Initiative (YCI), an
 initiative by the hotel industry aimed at youth unemployment (WTTC 2019);
- Promote return-to-work programmes, including the introduction of 'returnships'. (WTTC 2019);
- Promote provision and access to quality apprenticeships targeting women (ILO 2017).

4. Leadership

- Improve the gender balance in representation across tourism policy and administrations;
- Facilitate women's full participation and access to leadership positions in all levels of decision-making in administration, tourism companies and communities;
- Establish and develop training programmes for career progression aimed at women (UNWTO et al. 2019);
- Promote policies and efforts by private companies to foster women's promotion to management (WTTC 2019).

5. Community

Support women's tourism networks, NGOs, and tourism cooperatives;

- Facilitate women's voices in community and household decision-making in tourism communities;
- 6. Measurement for better policies
 - Strengthen national capacity to collect, use and report on tourism data that is disaggregated by sex, age occupation and employment status and other factors in a strategic manner (UNWTO et al. 2019);
 - Support research to understand how tourism affects gender equality and women's empowerment in different contexts (UNWTO et al. 2019).
- * The Global Report on Women in Tourism, Second Edition (2019) will be published in the Autumn of 2019 by UNWTO in collaboration with UN Women, GIZ on behalf of the German Federal Government, the World Bank and Amadeus.
- **WTTC (2019), Travel & Tourism: Driving Women's Success, March 2019
- ***OECD (2019), Women at Work in G20 countries: Progress and policy action.
- ****ILO (2017) Guidelines on decent work and socially responsible tourism



ANNEX 2 Actions for Strengthening the Resiliency of Tourism

Tourism is vulnerable to external forms of disasters - both natural and man-made. The protection of tourists and the recovery from disasters are recognized as key issues all over the world.

Each country is faced with disasters such as earthquakes, tsunamis, typhoons, hurricanes, heavy rain, flooding, volcanic eruptions, terror attacks and infectious diseases, and has experience in disaster prevention, response and recovery related to such disasters. Countries have the opportunity to cooperate in improving world tourism resilience against disasters by taking voluntary actions as follows:

- 1. Countries can voluntarily share their knowledge and experience on crisis management and recovery from disasters with G20 member countries and the UNWTO.
- 2. The UNWTO and volunteer countries will investigate the best practices in the field of tourism in each phase of disaster prevention, response and reconstruction, and share the results at international conferences and with G20 member countries.
- 3. Countries can voluntarily support developing countries to improve their capacity of disaster prevention, response and recovery in the field of tourism.
- 4. Countries who volunteer can endeavor to proactively provide accurate and timely information which lives up to the standard of international organizations so that the public can make informed decisions about visiting a destination and protecting themselves.



G20北海道俱知安観光大臣会合 2019年10月26日 北海道俱知安町

宣言(仮訳) 観光による持続可能な開発目標(SDGs)への貢献の推進

我々G20、と招待国(オランダ、フィリピン、シンガポール、スペイン、スイス、タイ、ベトナム)の観光大臣は、ILO、OECD、世界観光機関(UNWTO)、世界旅行ツーリズム協会(WTTC)の代表の参加を得て、2019年10月26日、日本の北海道倶知安町において日本が議長国として会合を開催した。我々は、

<1>以下を想起する。【Recalling】

- 1. 観光は、直接的・間接的・誘発的影響をあわせて、G20各国で世界のGDPのおよそ 10.4% を占める (WTTC、2019年) とともに、観光業は、G20の直接的GDPの 3%を占める (UNWTO、2019年)。
- 2. 観光は、世界的に最も成長し、かつ強靱性のある経済活動の一つ。予測によれば、国際旅客数は2018年の14億人から2030年には18億人に達し、今後、観光は持続的成長が 見込まれている(UNWTO、2019年)。
- 3. 旅客の移動を含め、国際的な観光から生じるグローバルな輸出は、2018年には全世界で 1.7兆USドル(合計7%)、G20においては、1.2兆USドルに達した(G20輸出 高の6%)(UNWTO、2019年)。
- 4. 観光は、輸出全体よりも国内経済に大きな影響を及ぼす。各国平均すると、(外国人支出による) 観光輸出の1USドルは、89セントの国内付加価値と11セントの海外付加価値を生み出す(OECD、2017年)。
- 5. 観光は、経済の統合、社会的・経済的発展を推進する主要な分野の一つである。
- 6. 観光は、労働集約的なサービス産業であり、世界で10人に1人の雇用、または約3億1千9百万の雇用を創出すると推定されている(WTTC、2019年)とともに、G20において6%の直接的雇用を創出すると推定されている(UNWTO、2019年)。
- 7. 観光は、全世代、全てのスキルレベルの雇用を創出する。また、観光は、観光業内部のみならず、農業、建設業、製造業、小売業、手工業、文化・クリエイティブ業、金融サービス業、

- ICT産業といった他の多くの産業においても、全体の価値連鎖(バリュー・チェーン)を通じて、雇用を創出する。
- 8. 観光業において1人の雇用が生まれると、他の産業において1. 5人分の追加的ないしは間接的な雇用が創出されると推計される(国際労働機関(ILO、2017年)。また、観光業は、経済全体と比較して、相対的に女性の雇用・起業者の比率が高い。
- 9. 観光の成長は、自然資源の保護と活用、環境・気候的影響、生物多様性、社会・文化的影響、インフラ、輸送、労働条件と労働市場、安全、混雑対策ならびに受入地域との関係性の観点において、数々の困難を生み出す。
- 10. 観光は、働きがいのある人間らしい仕事と経済成長というSDG8、つくる責任・使う責任というSDG12、海の豊かさを守ろうというSDG14といった、「持続可能な開発目標」SDGsの中で大きな役割を果たしている。さらに、観光の横断的な性質は、17全てのSDGsへの貢献にまさに適している。
- 11. 観光は、女性、若者、障害者、移民、先住民の人々や部族の人々、地方の人々など、そしてそれらにかぎらず社会的、経済的リスクに対してより弱い立場にある人々を、経済的に力づけ、 雇用創出を促進する潜在性を持ち、社会的包摂を牽引する力となる。
- 12. 観光は、参入障壁が低いことから、その多くが中小企業からなる分野であり、若年・女性起業家に大きな機会を与えると同時に、中小企業や新興企業がバリュー・チェーンに統合される大きな機会を与える。
- 13. 観光は、地理的に広まることによって、地方の雇用と発展を支えながら、雇用創出と起業を促進する。
- 14. デジタル化と新しいテクノロジーは、市場へのアクセス、業務の効率化、雇用創出と起業を 促進する新しい機会を生み出しつつ、観光の成長と統合を加速させてきた。その一方で、と りわけスキルの差や地域の労働市場、投資不足といった観点において、いくつかの課題も提 起している。
- 15. 移動や都市開発の分野における新しい技術は観光客及び住民の移動の円滑化や体験価値の向上、移動先の拡大、全般的な生活の質の向上に大きく貢献するポテンシャルがある。

<2>以下を考慮に入れる。【Taking into consideration】

- 16. 「強く、持続可能で、バランスのとれた成長」というG20の主要目的
- 17. 「自由貿易とイノベーションを促進し、経済を成長させながら不均衡を減らし、発展的な議題とSDGsを中心にすえ、ほかのグローバルな課題に貢献しつつ、グローバルな経済成長をリードすること」、そして「自由で開かれ、包括的で持続可能な『人間中心の未来社会』を促進していく」という、議長国日本によるG20の目的
- 18. 世界の変化に関する2015年9月25日の国連総会決議70/1。つまり、2030年に向けた持続可能な開発に関する17の持続可能な開発目標(SDGs)の採用

<3>G20大阪首脳宣言において、G20リーダーが観光部門の雇用、経済、自然保護、包摂的かつ持続可能な開発の面での貢献の最大化に取り組むことを約束したことを踏まえ、G20の観光大臣は以下の3つの項目の達成に向けた項目19以降の取組について合意をしている

[agree to]

- ▶ SDGsに対する観光の貢献の最大化
- 訪問者と地域社会双方に恩恵のある観光のマネジメント
- ⇒ 持続可能な観光を促進するためのイノベーションとデジタル化の推進
- 19. G20首脳宣言での観光に関する記載に基づき、各国は取組を進めること
- 20. SDGsの実行に関する国家的テーマや戦略に観光を位置づけることで、観光がすべての 17 のSDGsに貢献することを促進すること
- 21. UNWTOとJICAが行っている、観光によるSDGsへの貢献を評価するためのツールキットの作成に向けた共同作業について歓迎し、来年これが完成し、広く活用されることを期待すること
- 22. 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンに基づいて、観光分野においても、観光地及び地域社会を守るため、G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組を通じて積極的な取組を進めること
- 23. UNWTO、UN Women、世界銀行、WTTC等の国際機関による、観光を通じた女性のエンパワーメントに関するレポートを歓迎し、G20大阪首脳宣言における女性のエンパワーメントに関する合意に基づく、ANNEX1も参照した、各国によるイニシアティブを奨励すること
- 24. 「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に基づき、観光及びその関連分野においても 質の高いインフラ投資に取り組むこと
- 25. 国際的な協力と自然及び人的災害並びに外的ショックに関する危機管理及び災害時及びその後の情報提供に関するベストプラクティスの共有等の各国等の自発的な取組(ANNEX2)を通じG20各国の観光の強じん性を強化すること
- 26. 持続可能な観光の発展において、官民の連携を強め、官民、起業家、地域社会、学術界が一体となるガバナンスモデルを促進すること
- 27. 地域に固有の自然や文化財が存在しており、これらの資源を保護しながら体験させ、その利益を資源の更なる保護や地元経済への共有に繋げていく責任ある観光を促進し、地方創生と観光地の持続可能性を改善すべく多様な地域への誘客を促進すること
- 28. イノベーションを促進し、持続可能な企業を創出し、とりわけ女性や若者に対する質の高い 雇用の創出を促進するような人的資本の発展と包括的な労働市場を促進する施策を奨励する ことと、観光分野の職業訓練に関する協力や仕事の将来に関する人間中心手法を進めること
- 29. 訪問客の経験、市場分析と市場へのアクセス、データ収集・共有を改善し、安全・安心および移動の簡易性を向上させ、効果的な訪問客のマネジメントを促進し、新技術、デジタルスキルと資金へのアクセスを含めた中小企業の発展を支援するために、デジタル化を最大限に活用

すること

- 30. UNWTOによる持続可能な観光の測定イニシアティブ (MST) の導入に向けた取組を歓迎するとともに、観光の影響に関する調査・測定及び証拠に基づいた意思決定・計画立案・マネジメントを実現するため、国際基準と新しいテクノロジーを活用した持続可能な観光の測定に関する取組を進展させること
- 31. 有効なビジネス環境のための望ましい状況を確立し、イノベーションと起業を促進し、観光のバリュー・チェーンに沿う形で、スタートアップ、大企業、投資家と政府をつなぐネットワークを形成すること
- 32. 観光の可能性を最大化し、経済成長、雇用創出、強靱性、包摂性と持続可能性を最大化すべく、今後、正式なG20閣僚会合の一つとして観光大臣会合を組織化するよう、G20の首脳に促すこと
- 33. これらの目的を達成するため、G20各国によるUNWTO、OECD、ILO等との連携を通じた包括的なイニシアティブを推進すること

G20各国は、G20の枠組みの中で観光アジェンダを推進する上でのリーダーシップについて 日本政府に賛意を示すとともに、サウジアラビアが2020年に正式なG20の閣僚会合として G20観光大臣会合を開催することに謝意を示す。

2019年10月

於:北海道倶知安町



附属書 1 観光分野における女性活躍推進に向けた行動メニュー

G20大阪首脳宣言において、女性のエンパワーメントについて、以下のような内容が述べられた。

- ・ ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは持続可能で包摂的な成長に不可 欠であること
- ・ ブリズベーン・ゴールについて、年次での進捗と行動をG20首脳レベルで 各国が共有すること
- 男女の賃金格差縮小や女性に対する偏見の削減、決定権をもつ女性管理職を ふやすこと
- ・ デジタル面におけるジェンダー格差を埋めるため、デジタル技術へのアクセ スや教育における女性への支援を行うこと
- ・ 女性の労働市場参加を妨げる無償労働時間における男女格差に取り組むこと
- ・ 全てのジェンダーに基づく暴力、虐待及びハラスメントを根絶するために措 置を講じること
- ・ 女性の起業を促進するため、技能開発を支援し、資金へのアクセスを提供する取組の重要性を再確認すること

また、本宣言文では、観光については、引き続き成長の重要な牽引役であり、女性及び若者のための質の高い雇用と起業創出についての貢献が期待される分野として言及された。

観光は他産業に比較して、女性の雇用や起業が多く、かつ高い成長を続ける分野であることから、2025年までに労働力参加における男女間の格差を25%削減するとのブリズベン・ゴールや、ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図るというSDGs目標5の達成に大きく貢献する分野である。一方で、多くの女性は観光業界で地位が低く、管理職への登用が少なく、男女の賃金格差等課題も多い。(UNWTO等 2019)

我々は、UNWTOやWTTCによる、観光を通じた女性のエンパワーメントについての取組や提言を歓迎し、また、OECDや世界銀行等が行った女性のエンパ

ワーメントに関する提言等を支持する。これらを踏まえ、それらの提言に沿った形で、本行動メニューを作成した。我々は、本行動メニューを参考とし、各国において、自主的に取組を進め、その進捗状況、知見について共有を進めることとする。

1. 雇用

- ・ 全てのジェンダーに基づく暴力、虐待及びハラスメントを根絶するための措置を含む、観光産業のあらゆる分野における女性のためのディーセントワークと女性労働者の法的な保護を強化するための方策を実行。
- ・ 男女間の最低賃金規則、平等賃金法、産休、柔軟な勤務時間、在宅勤務のオプション、保育、セクシャルハラスメント防止策などの改善。(UNWTO 等 2019)
- ・ 女性のより質の高い仕事と平等な機会へのアクセスを改善。(WTTC 2019)
- ・ 性別職域分離の是正に取り組む。(OECD 2019)
- ・ 労働市場における男女格差に関するタイムリーで比較可能なデータの利用性 を高める。(OECD 2019)
- ・ ジェンダーに基づく暴力を含む、暴力とハラスメントを容認しない環境の促進。(ILO 2017)
- ・ 民法で定められた同一労働同一賃金の原則に従い、ジェンダーに対する固定 観念、職業分離、ジェンダーバイアスによる職業分類システム、賃金格差といった課題に特に注意を払う(ILO 2017)
- ・ 女性のキャリア開発に特別の配慮を行うことにより、職業分離と男女間の賃 金格差に対処。(ILO 2017)

2. 起業

- 女性にとってビジネスに対する障壁を減らし、女性の経済的包摂を促進。 (UNWTO 等 2019)
- 女性の市場アクセスを拡大し、観光商品やサービスの公正な取引を促進。 (UNWTO 等 2019)
- ・ 特に若い女性の起業の促進のため、女性主導の持続可能な観光企業づくりの ための金融・金融教育へのアクセスの改善。(ILO 2017)

3. 教育

- ・ 観光業における女性のためのスキル・リーダーシップ研修の開発。官民の観光代表者のためのジェンダー平等に関する研修プログラムの推進。(UNWTO 等2019)
- ・ 青少年の失業に対するホテル業界の取組である Young CarrierInitiative (YCI) における女性の教育レベルの向上に対する期待。(WTTC 2019)
- ・ 「リターンシップ」の導入を含む、職場復帰プログラムプログラムの促進。 (WTTC 2019)

・ 女性をターゲットとした質の高い実習制度の支給とアクセスの促進。(ILO 2017)

4. リーダーシップ

- ・ 観光政策や観光関連機関においてジェンダーのバランスを改善する。
- ・ 行政、観光企業、地域での女性のあらゆるレベルの意思決定において、女性の 全面的な参加と指導的立場へのアクセスを促進。
- ・ 女性を対象とした昇進のためのリーダーシッププログラムの開発と発展。 (UNWTO 等 2019)
- ・ 女性の経営層への昇進を促進する政策、民間企業での取組の推進。(WTTC 2019)

5. コミュニティ

- ・ 女性の観光におけるネットワーク、NGO、組合活動を支援する。
- ・ 地域の観光コミュニティと家庭の意思決定において女性の声を反映する。

6. その他

- ・ 性別、年齢、職業、雇用状況等により分類された観光データを戦略的に収集、 使用、および報告するための国の能力を強化。(UNWTO 等 2019)
- ・ 観光がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに与える影響を理解するための調査を支援。(UNWTO 等 2019)



附属書 2 観光の強靭性向上に関する行動

観光は、自然災害だけでなく人的な災害の両面に、脆弱である。災害に伴う観光客の保護、災害からの回復などは、世界共通の課題として認識されている。

各国は、それぞれ、地震、津波、台風、ハリケーン、大雨、洪水、火山の噴火、テロ、感染症などの災害を経験しており、そうした災害に関する防災、対処、復興の経験を有している。各国は、世界の観光分野の自然災害に対するレジリエンスを向上させるべく、協調して、自発的に以下の施策に取り組むことができる。

- 1. 各国は、自発的な意思に基づき、危機管理や災害からの復興に関する自らの経験・ 知見を、G20及びUNWTOと共有することができる。
- 2. UNWTOと関心のある国は、各国の防災、災害への対処、復興のそれぞれのフェーズにおける観光分野でのベストプラクティスの調査を行い、その結果を、G20各国を含む世界各国と共有し、国際会議等で発信を行う。
- 3. 各国は、自発的に、観光分野における防災、対処、復興に関して、途上国支援を実施することができる。
- 4. 各国は、国際基準にそって、積極的に適時的確な情報提供を行う努力をすることができ、市民が観光地を訪問すること、自分の身を守ることについて十分な情報をもって判断できるようにする。

以上



Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

観光危機管理・復興イニシアティブ

2019年10月26日

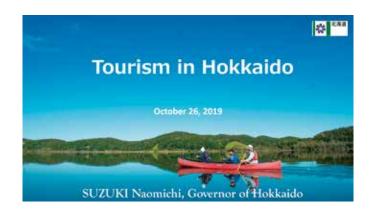
現在、観光は、様々な脅威に直面している。特に自然災害は、世界のいたるところで発生することから、自然災害に伴う観光客の保護、風評被害からの回復などは、世界共通の課題として認識されている。

日本は、地震、津波、大雨、洪水、火山の噴火などの自然災害を多々経験しており、 そうした自然災害に関する防災、対処、復興の経験を有している。我が国は自らの保 有する経験・知見をもって、世界の観光分野の自然災害に対するレジリエンスを向上 させるべく、以下の施策に取り組むこととする。

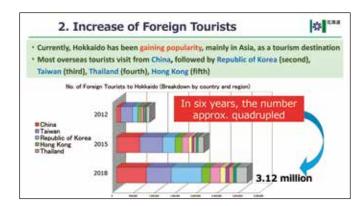
- 1. 観光庁とUNWTOアジア太平洋センターは、関係省庁及び関係機関と連携して、 防災、災害への対処、復興のそれぞれのフェーズにおける観光分野でのベストプラクティスの調査を行い、その結果を、G20各国を含む世界各国と共有し、国際会議等で発信を行う。
- 2. 観光庁は、本年 11 月に日本の仙台で開催される世界防災フォーラム/防災ダボス会議で知見・経験の共有を行う。
- 3. UNWTOアジア太平洋センターは、G20各国及び防災・危機管理に関する国際的な取組と、知見・経験の共有を行う。
- 4. JICAは、観光分野における防災、対処、復興に関する協力を実施する。

以上

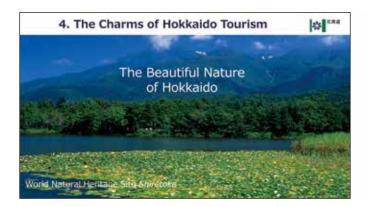
資料2













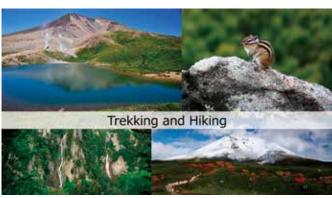


















Proposal on Sustainable Participative Adventure Tourism \sim with local assets by ourselves \sim 26 October, 2019

Sustainable Adventure Tourism. "What kind of tourism do you imagine when you hear this phrase?" Today, we would like to make a proposal from our perspective as high school students about the kind of tourism that is desirable in Hokkaido. We would be honored if our proposal could be useful for countries aiming to achieve sustainable tourism.

The number of people visiting Japan has been increasing recently. Most of the tours in Japan for foreign tourists are in cities, not rural areas. Cities make a lot of profit from tourists, but rural areas do not. They struggle to revitalize their tourism industries. On the other hand, here in Kutchan, the area continues to develop its tourism, and it's attracting attention as one of the best areas in Japan for foreign visitors. However, this area is facing some difficulties in welcoming these guests. For example, there is a lack of multilingual displays, menus for vegetarians, vegans, or halal tourists. In addition, to addressing these concerns, the area also hopes to improve its transportation system, spread the availability of Wi-Fi, and increase the number of hotels. Furthermore, local people sometimes have trouble communicating with foreign tourists. It is difficult for local and foreign tourists to understand each other's cultures and traditions.

Based on the present situation in Hokkaido, we need to consider the needs of each individual tourist as it is necessary to achieve community-based "Sustainable Participative Adventure Tourism". "Sustainable Participative Adventure Tourism" aims to develop the local economy, which can be done by managing the tours and (by) enabling tourists to experience something that is particular to that specific area. "Sustainable Participative Adventure Tourism" matches the tourists' needs with an intercultural experience, food, nature and other experiences that are extraordinary for them. Moreover, communities will be able to use their particular resources for planning and selling, which will be the driving force behind the local economy, leading to a sustainable community. Furthermore, another added value of sustainable participative adventure tourism is that it will lead to mutual understanding and contribute to achieving the aims of the SDGs.

To promote this tourism, we suggest this project, "Be local, Be Global Project" – "BLBGP". "Be Local" is for tourists to become familiar with the local residents and fully enjoy the local areas. "Be Global" is for local residents to have a global mindset and be generous in order to understand foreign cultures by communicating with people of different backgrounds. The main point of this project is to put neighboring cities, towns and villages together as a community, make tour courses that utilize local characteristics and finally suggest it to tourists directly in cooperation with tour companies. Visitors can improve profits by shopping or buying meals. As some examples of this, we will show you an agricultural course and a disaster prevention camp.

In the agricultural course, tourists experience agriculture with the help of local farmers. First, they harvest some crops, cook local dishes with them or taste fresh food. Also, they can check the situation of growth of harvests through multilingual websites.

A disaster prevention camp is an opportunity for hands-on tourism. It expands the definition of international tourism by giving tourists an opportunity to learn about Japanese disaster prevention, and to practice disaster survival using available resources. The goal of this program is to make learning survival skills fun.

To spread awareness of this program and other local activities and events, we are working with travel agencies to create informational webpages in multiple languages. These webpages will include information on public transportation in addition to activities and events to help make the area more accessible to visitors.

The advantage of the BLBGP (Be Local, Be Global Project) is that we will be able to appreciate our area and experience more of what it has to offer than ever before. Local community groups can work with travel agencies to create new tour options. As tourists discover and book these tours, the community will profit.

Through this project, travel agencies and the local community will begin to build a win-win relationship in which they share information and profits. They will work together to share information about the area with people all over the world, and together, work to revitalize the area.

In addition to activities and events, this area also has many regional products to offer, but few tourists know about them. This project will help to introduce them to more visitors. It will also help to improve understanding of foreign visitors' cultures among local residents, thereby improving the experience for both visitors and residents.

The plan we presented today is only one example among many attractions of Hokkaido. Local governments can suggest tourism activities which meet diverse needs of tourists by taking advantage of their local assets. That can happen not only in Hokkaido, but also other places. The first step is to realize "Sustainable adventure tourism" in which each local government starts to consider their local assets.

Hokkaido Sapporo Intercultural&Technological High School KOUGUCHI Miyu
Hokkaido Sapporo Intercultural&Technological High School SUZUKI Riko
Ritsumeikan Keisho High School FUKUDA Rina
Ritsumeikan Keisho High School IDA Mona
Hokkaido Kutchan High School ISHIZAKI Yuko
Hokkaido Kutchan High School AOKI Chinatsu
Hokkaido Kutchan Agricultural High School MINATOYA Hazuki

Hokkaido Kutchan Agricultural High School

KIMURA Airi

G20観光大臣会合に向けた高校生からの提言 持続可能な参加体験型観光について〜地域の資源や魅力を自分たちの手で〜 2019年10月26日

「持続可能な体験型観光」。この言葉を聞いてどのような観光のあり方を想像するでしょう。今日、 私たちは高校生ならではの視点から、いま北海道で求められているであろう観光のあり方を提言します。 この提言は持続可能な観光を目指す世界各国の各地域のご参考になればと思います。

近年日本を訪れる外国人観光客が増加傾向にあります。国内では都市間を回る外国人観光客向けのツアーは多く見られますが、地方をめぐるツアーはあまり多いとは言えません。このことから、都市間に訪れるたくさんの観光客によって都市には多額の利益を得ますが、反対に地方ではそうではないため、観光による地域の活性化につながっていません。一方、ここ倶知安町のエリアは、毎年多くの外国人観光客が訪れる我が国有数のリゾート地として急成長を続けており、観光分野における成長モデルのひとつになっている地域です。

しかし、観光において大切な、地域の観光客対応も十分ではありません。例として、移動に伴う交通 手段の整備は倶知安でも課題ですが、他の地域では多言語での表記やベジタリアン・ヴィーガン、ハラ ール対応のメニューやレストランの数、Wi-Fi 環境や宿泊施設の数などがあげられます。また、地域住 民も言葉の違いや文化の違いなど異文化理解が必ずしも十分ではない面も見られます。

このような現状を踏まえ、いま北海道では観光客が求める個々のニーズに合わせた地域密着型の、「持続可能な参加体験型観光」が必要だと考えます。「持続可能な参加体験型観光」とは、地域自らが観光を運営し、観光客がその地域でしかできない体験をすることによって地域経済の発展を目指すものです。観光客が求めているものはその地域特有の異文化体験、食、自然などの彼らにとって非日常的な体験ですので、「持続可能な参加体験型観光」は彼らの個々のニーズにもマッチしています。また、地域がその特有の資源を活用しながら企画から販売まで手掛けることにより、地域経済成長の原動力になり持続可能につながります。また、付加価値としてこの「持続可能な参加体験型観光」は世界中の方々の相互理解の促進につながるなど、SDGs の目標達成にも貢献します。

この観光の実現のために私たちが提案するプロジェクトは、"Be Local, Be Global Project"、"BLBGP"です。"Be Local"とは「観光客」が訪れた地域の住民とふれあいその地域になじみ、肌でその魅力を存分に堪能してもらうという意味です。そして"Be Global"とは、「地域住民」がグローバルな心持や寛容さを持ち、異なる文化を持つ者同士がお互いにコミュニケーションを図ることによって観光客だけでなく、地域住民も異文化を知ることができるというものです。このプロジェクトの概要は、近郊の市町村が一つのコミュニティとなり、そのコミュニティそれぞれがもつ特色を最大限に生かすためのコースを作成し旅行会社と協働により観光客に直接提案する、というものです。その地域ならではの食事や買い物などで地域を潤すことができます。その例として、私たちが考えた、農業にフォーカスしたコースと「防災キャンプ」を紹介します。

農業にフォーカスしたコースでは、観光客が地域の農家の協力を得て農業の体験を行います。まず、 農作物の収穫を行い、その農作物で地域の料理を作り、新鮮な味を体験してもらいます。また、多言語 な共有サイトやホームページを作成し定期的に農作物の様子を掲載して、農産物の成長の様子をチェッ クできるようにします。

「防災キャンプ」とは世界の観光のあり方として地域を限定しない体験型観光であり、日本の防災を

地域資源ととらえ、これを体験できるキャンプです。このキャンプでは、参加した観光客が「手回し充電懐中電灯」を作成したり、世界でもおいしいとされている、缶詰などの日本の「非常食」をおいしく食べるため数多くのバリエーションの料理を体験したりすることができ、「生きるための対策」を楽しく伝えることを目的としています。

このような地域の活動や、このプロジェクトで行われる地域の観光状況を知ってもらうために多言語のウェブページを旅行会社と連携して開設し、公共交通機関などの情報も含めて世界中に発信していきます。

BLBGP の利点は、従来のパックツアーでは体験できないような地域の良さをじっくり深く感じてもらうことです。また、地域のコミュニティが「自分たちで」考えてコースを作成し、さらに観光客自身が調べ直接予約することによって、コミュニティは観光による直接的な利益を多く得ることができます。

これからは、旅行会社とwin-win な関係を構築しながら情報を共有することで世界に向けて情報拡散に努め、地域が世界中の観光客から選ばれるようにすることで、地域経済の活性化にもつながります。またBLBGPによって、地域特有の特産物があるのにも関わらず観光客が来ないという状況を解消し、地域のアセットを地域の観光業の要とすることができます。地域の住民が異文化を理解することによって、観光客を受け入れようとする意識が高まり環境も整備されていくでしょう。

今回私たちが紹介した例は、北海道の数ある魅力の中のひとつでしかありません。コミュニティがその地域のアセットを観光に使うことによって、多様化した観光客のニーズにより合った観光を提案することができます。これは何も北海道に限ったことではありません。持続可能な観光を実現させていくために、その地域の魅力とは何か考え始めることが第一歩だと強く思います。

高鈴福飯石青湊木口木田田崎木谷村

学生サミット宣言

私たちが住む、ここ北海道には、世界に誇れる自然、パウダースノー、食など素晴らしい 観光資源が存在しています。これらは長い歴史の中で先代から受け継いだものであり、未来へ 繋げていかなければならないレガシーです。

これらのレガシーを次の世代に繋ぐと同時に、未来の北海道観光を創造することを目指し、北海道の若者一人一人が以下の理念を共有すべく、ここに学生サミット宣言を行ないます。



一. 旅を通して見聞を広め、楽しさの中から新たな自分を知ろう

若者の旅行者数が減っている中、私たち北海道の若者は自ら旅を楽しむことから始めます。 旅の楽しさを知り、新たな自分を発見していきます。

二. 多様な文化を理解し合い、北海道の観光を成長させよう

私たちはインバウンドのお客様により満足いただき、地域の人々との「心の距離」がもっと縮まるように、双方向で多様な文化が理解し合える環境を目指します。

三、若者の力で新たな北海道観光の魅力を創造し、未来へつなごう

未来の北海道が素晴らしいものになるべく、先代から受け継いだ北海道観光のレガシーを 次の世代に繋ぐと同時に、若者目線での新たな観光を創造していきます。

令和元年 (2019年) 10月25日

G20MTM学生サポーターズ 代表発起人 泉 潤徳 (札幌大学)

同代表発起人 前田麻里 (北海道大学)

同代表発起人 齊藤優太 (小樽商科大学)

G20観光大臣会合実行委員会 規約

資料5

(名称)

第1条 本会は、「G20観光大臣会合実行委員会」(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、2019年に倶知安町で開催されるG20観光大臣会合(以下「大臣会合」という。)の成功に向け、官民一体となった受入体制を確立し、支援・協力を行うとともに、大臣会合の機会を捉えて北海道の魅力を国内外に広くアピールすることを目的として設置する。

(実施内容)

- 第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 大臣会合開催に対する支援、協力及び受入れに関すること。
 - (2) 大臣会合に関連した広報・啓発などに関すること。
 - (3) 大臣会合関連事業の企画及び実施に関すること。
 - (4) 関係団体及び機関との連絡調整などに関すること。
 - (5) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

- 第4条 実行委員会は、別表1の委員及び顧問をもって組織する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、実行委員会に新たな委員又は顧問を参加させることができる。

(役員)

- 第5条 会長は、北海道知事をもって充てる。
- 2 副会長は、倶知安町長をもって充てる。
- 3 監事は、北海道経済連合会会長をもって充てる。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(顧問の職務)

第7条 顧問は、実行委員会の運営に関し、意見を述べることができる。

(仟期)

第8条 役員及び顧問の任期は、実行委員会が解散するまでとする。

(総会)

- 第9条 実行委員会の総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 実行委員会の規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 事業計画及び予算に関すること
 - (3) 決算に関すること
 - (4) その他第2条の目的の達成に必要と認められること
- 3 総会の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 4 委員が出席できないときは、当該委員が指名する者がその職務を代理することができる。

- 5 総会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 会長は、総会の開会が困難な場合は、書面によって総会の議決に代えることができる。

(幹事会)

- 第10条 実行委員会の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、実行委員会の運営に関して、必要な事項を協議する。
- 3 幹事会は、別表2の幹事、オブザーバーをもって構成する。
- 4 幹事長は、北海道総合政策部長をもって充て、幹事会を招集し、会務を総括する。
- 5 オブザーバーは、実行委員会の運営に関し、意見を述べることができる。
- 6 幹事会の議案は、出席幹事の過半数で決し、可否同数の時は、幹事長の決するところによる。
- 7 幹事が出席できないときは、当該幹事が指名する者がその職務を代理することができる。
- 8 幹事会には、必要に応じて幹事以外の者の出席を求めることができる。
- 9 幹事長は、幹事会の開会が困難な場合は、書面によって幹事会の議決に代えることができる。

(部会)

- 第11条 会長は、実行委員会の目的達成のために必要があると認めるときは、部会を設置することができる。
- 2 部会長は、会長が指名し、部会の会務を総括する。
- 3 部会のメンバーは、部会長が選任する。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、総会の権限に属する事項で、軽易なもの、又は総会を招集するいとまがないときには、その議決すべき事項を専決処分することができる。

(財務)

- 第13条 実行委員会の経費は、負担金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 実行委員会の事業年度は、2018年10月30日から2020年3月31日までの間とする。

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、北海道総合政策部に事務局を置く。
- 2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

- 第15条 実行委員会は、事業の目的を達成したとき解散する。
- 2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会議決を経て処分する。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年12月5日から施行する。

(別表1)

○委員

所属	職名	備考
北海道	知事	会長
俱知安町	町長	副会長
北海道市長会	会長	
北海道町村会	会長	
北海道経済連合会	会長	監事
北海道経済同友会	代表幹事	
(一社)北海道商工会議所連合会	会頭	
北海道商工会連合会	会長	
(公社)北海道観光振興機構	会長	
北海道農業協同組合中央会	会長	
ホクレン農業協同組合連合会	会長	
北海道漁業協同組合連合会	会長	
北海道木材産業協同組合連合会	会長	
俱知安町G20観光大臣会合推進町民会議	会長	
後志町村会	会長	
後志観光連盟	会長	
G20MTM学生サポーターズ	代表発起人	
(独)日本貿易振興機構 北海道貿易情報センター	所長	

○顧問

所 属	職名	備考
北海道議会	議長	
後志町村議会議長会	会長	
俱知安町議会	議長	
北海道総合通信局	局長	
北海道経済産業局	局長	
北海道開発局	局長	
北海道運輸局	局長	

(別表2)

○幹事

所 属	職名	備考
北海道	総合政策部長	幹事長
北海道	観光振興監	
俱知安町	G20観光大臣会合推進室長	
北海道市長会	事務局長	
北海道町村会	事務局長	
北海道経済連合会	常務理事	
北海道経済同友会	常務理事/事務局長	
(一社)北海道商工会議所連合会	常務理事	
北海道商工会連合会	常務理事/事務局長	
(公社)北海道観光振興機構	常務理事/事務局長	
北海道農業協同組合中央会	総合管理室長	
ホクレン農業協同組合連合会	経営企画部長	
北海道漁業協同組合連合会	総務企画部長	
北海道木材産業協同組合連合会	専務理事	
俱知安町G20観光大臣会合推進町民会議	事務局長	
後志町村会	事務局長	
後志観光連盟	事務局長	
G20MTM学生サポーターズ	事務局長	
(独)日本貿易振興機構 北海道貿易情報センター	所長代理	

○オブザーバー

所属	職名	備考
北海道議会	事務局長	
後志町村議会議長会	事務局長	
俱知安町議会	事務局長	
北海道総合通信局	情報通信部長	
北海道経済産業局	総務企画部長	
北海道開発局	開発監理部次長	
北海道運輸局	観光部長	

G20観光大臣会合実行委員会事務局規程

資料6

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、G20観光大臣会合実行委員会規約第14条の規定に基づき、G20観光大臣会合実 行委員会事務局(以下、「事務局」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

第2章 事務局

(事務局)

第2条 事務局は、北海道総合政策部に置く。

(業務)

第3条 事務局は、G20観光大臣会合実行委員会に関する事務を処理する。

(組織及び所掌事務)

第4条 事務局に別表第1に掲げるグループを置き、それぞれ同表に掲げる事務を分掌する。

(職員)

第5条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局次長
- (3) 事務局職員
- 2 前項の職員は、別表第2に掲げる北海道職員等をもって充てる。
- 3 G20観光大臣会合実行委員会会長(以下、「会長」という。)は、前項に定めるもののほか、特に必要があると認めるときは、職員を任命することができる。

(職務)

第6条 事務局長は、会長の命を受け事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局職員は、上司の命を受け、事務局の事務を処理する。

第3章 事務の決裁

(専決)

第7条 事務局長、事務局次長は、別表第3に掲げる事項を専決することができる。

(代決)

- 第8条 決裁権者が不在のときは、別表第4に掲げる区分に従い、同表に定める順序により、それぞれ同表に定める者が、その事項を代決することができる。
- 2 前項の規定により代決したものは、速やかに決裁権者の閲覧に供さなければならない。ただし、軽微な事項については、この限りではない。

第4章 文書

(記号及び番号)

第9条 文書には「G20観光」の記号及び会計年度による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書についてはこの限りではない。

(発信者名)

第10条 文書の発信者は、会長名を用いることとする。ただし、軽易な文書についてはこの限りではない。

(整理及び保管並びに保存)

第11条 完結文書は、事務局において編さんし、適切に保管及び保存しなければならない。

(文書事務)

第12条 前3条に規定するもののほか、文書の受領、作成、回議及び決裁、施行、利用並びに廃棄については、北海道文書管理規程(平成10年3月31日北海道訓令第7号。ただし、電子決裁に係る規定を除く。)の規程を準用する。

第5章 公印

(公印)

第13条 事務局で使用する公印の名称、書体、寸法及び形状は、別表第5のとおりとする。 2 前項に定める公印の管守者は、事務局次長(総括)とする。

第6章 財務

(会計年度)

第14条 事務局の会計年度は、2018年10月30日から2020年3月31日までの間とする。

(予算編成)

第15条 事務局長は、毎会計年度の収入支出予算書を作成して、会長に提出しなければならない。

2 事務局長は、予算作成後に生じた理由により、既定の予算に追加その他変更する必要が生じたときは、会長の承認を受けて補正予算を編成することができる。

(出納員)

第16条 事務局に出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長(総括)とする。

(金融機関)

第19条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通して行うものとする。

(決算)

第20条 事務局長は、会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の決算書の提出を受けたときは、監事の監査に付するものとする。

(準用)

第21条 前5条に定めるもののほか、予算、契約、収入、支出の方法その他財務会計に関して必要な事項については、北海道財務規則(昭和45年4月1日北海道規則第30号)及び北海道の財務規則に関する諸規定を準用する。ただし、事務局長が別に定めた事項についてはこの限りではない。

第7章 雑則

(雑則)

第22条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関しては、北海道の条例、規則、規定の例による ものとする。ただし、これによりがたい場合は、事務局長が別に定める。

附 則

この規定は、平成30年10月30日から施行する。

附 則

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年6月3日から施行する。

別表第1(第4条関係)	
グループ	分掌事務
調整グループ	 (1) 総合調整に関すること (2) グループ内の総括及び調整に関すること (3) 諸規定の制定及び改廃に関すること (4) 人事・服務等に関すること (5) 予算の編成・執行、経理・審査、出納及び決算に関すること (6) 総会及び幹事会の開催に関すること (7) 観光庁等関係機関との連絡調整に関すること (8) 民間協働に関すること (9) 報道対応に関すること(プレスツアーも含む) (10) ホームページ等の開設・運営に関すること (11) 報告書の作成に関すること (12) グループ内の庶務に関すること (13) その他、他のグループに属さないこと
ロジ支援・関連事業グループ	(1) グループ内の総括及び調整に関すること (2) PCO(観光庁)との連絡調整に関すること (3) ロジ支援の総合調整に関すること (4) 会議会場運営支援に関すること (5) 関係者の宿泊、移動手段の手配に関すること (6) 警備、緊急時対応に関する総合調整に関すること (7) 警備体制整備、道警との連絡調整に関すること (8) 消防救急、保健衛生に関する連絡調整に関すること (9) 関連施設・インフラ整備の総に関すること (10) 施設・通信・電力等の整備に関すること (11) 道路等交通インフラの整備に関すること (11) 道路等交通インフラの整備に関すること (12) プレスセンター、インラ・整備に関すること (13) 歓迎行事に関すること (14) 情報・PRブースの設置に関すること (15) 英字新聞での特集・広告に関すること (16) 情報ツールの作成に関すること (17) プレスキットの作成に関すること (18) ボランティアスタッフに関すること (19) 道職員の動員計画・運用に関すること (20) ロジブックの作成に関すること (21) カウントダウンイベントに関すること (21) カウントダウンイベントに関すること (22) 準備会合レセブションに関すること (23) その他、開催支援、ロジ全般に関すること (24) 関連事業の総合調整に関すること (25) 啓発・気運醸成(ポスター、チラシ等)に関すること (26) 歓送迎イベント、レセプション、セレモニー等に関すること (27) おもてなしの総合調整に関すること (28) 地域との交流イベントに関すること (30) 記念品に関すること (31) 地域PRイベントの総合調整に関すること (32) 食と観光のPRイベントに関すること (33) エクスカーションに関すること (34) その他、関連事業に関すること (35) グループ内の庶務に関すること
地域支援グループ	(1) グループ内の総括及び調整に関すること(2) 地元自治体、関連機関との連絡調整に関すること(3) 地元主催行事の企画立案に関すること(4) その他、地元支援に関すること

別表第2(第5条関係)

事務局職名	職名
事務局長	北海道総合政策部国際局国際会合担当局長
事務局次長(総括)	北海道総合政策部国際局国際課 G20 調整担当課長
事務局次長	北海道総合政策部国際局国際課 G20 事業推進担当課長
事務局員	北海道総合政策部国際局国際課調整グループ及びロジ支援·関連事業グループ主幹、主査、主任、主事 後志総合振興局(地域政策課)在勤主幹、主査

※ 事務局次長(総括)は調整グループ及び地域支援グループを所管。事務局次長はロジ支援・関連事業グループを所管。

別表第3(第7条関係)

1 事務局長専決事項

- (1) 第5条第3項の規定により、会長が特に必要があると認めた職員の任命に関すること
- (2) 事務局長及び事務局次長の旅行命令に関すること
- (3) 事務局規程及び細則の決定、改定に関すること
- (4) 1件の金額が100万円以上の支出負担行為及び支出命令に関すること
- (5) 総会、幹事会の開催に関すること
- (6) 重要な刊行物の発行に関すること(インターネットを介した情報発信を含む)

2 事務局次長(総括)専決事項

- (1) 所管グループの事務局職員の旅行命令に関すること
- (2) 1件の金額が100万円未満の支出負担行為及び支出命令に関すること
- (3) 簡易な刊行物の発行に関すること(インターネットを介した情報発信を含む)
- (4) 所管グループの軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関すること

3 事務局次長専決事項

- (1) 所管グループの事務局職員の旅行命令に関すること
- (2) 所管グループの軽易な事項に係る照会の受理及び処理に関すること

別表第4(第8条関係)

	代決するこ	とができる者
決 裁 区 分	決裁権者が不在のとき	決裁権者及び左欄に掲げる者がともに 不在で、かつ緊急でやむを得ないとき
会長の決裁事項	事務局長	事務局次長(総括)
事務局長の決裁事項	事務局次長(総括)	事務局次長
事務局次長(総括)の 決裁事項	事務局次長	

別表第5(第13条関係)

公印の種類	書 体	形	寸 法	個数
G20観光大臣会合実行委員会会長之印	てん書体	正方形	$24\text{mm} \times 24\text{mm}$	1個
G20観光大臣会合実行委員会事務局長之印	てん書体	正方形	$21\text{mm} \times 21\text{mm}$	1個

資料7

G 2 0 観光大臣会合実行委員会寄附等要綱

(趣旨)

第1条 G20観光大臣会合が本道で開催されるに当たり、官民一体となった北海道全体 の受入体制を確立するとともに、併せて関連する事業の実施により今後の北海道の活性 化に資するため、道内外各界各層の企業、団体、個人に寄附等を募る。

(募集期間)

第2条 2018年12月14日から、2019年10月31日までとする。

(寄附の種類及び内容)

- 第3条 G20観光大臣会合実行委員会事務局規程第21条の規定により準用する北海道 財務規則の規定にかかわらず、本要項の定めるところによるものとする。
 - (1) 寄附金の受入れ
 - (ア) G20観光大臣会合実行委員会(以下、「実行委員会」という。)は、寄附者 から寄附金申込書(様式第1号)を徴し、決定書により受入れを決定の上、受け入れなければならない。
 - (イ) (ア)の決定は、実行委員会事務局長の決裁をもって決定するものとする。
 - (ウ) 寄附者は、実行委員会が指定する金融機関に払い込みにより寄附金を納付する。
 - (エ) 実行委員会は寄附金の納付を確認後、速やかに寄附者に寄附金受領証明書(様式第2号)を交付する。
 - (2) 物品の寄附の受入れ
 - (ア) 寄附により物品を取得しようとするときは、寄附者から物品寄附申込書(様式 第3号)を徴し、決定書により受入れを決定の上、受け入れなければならない。
 - (イ) (ア)の決定は、実行委員会事務局長の決裁をもって決定するものとする。
 - (3) 無償による物品の借り入れ
 - (ア) 相手方の申し出により、使用のため物品を無償で借り入れようとするときは、 相手方から貸与期間を明示した無償貸与申込書(様式第4号)を徴し、決定書 により受入れを決定の上、受け入れなければならない。
 - (イ) (ア)の決定は、実行委員会事務局長の決裁をもって決定するものとする。
 - (ウ) 前2項の規定にかかわらず、物品の借り入れに当たっては必要に応じて、貸与者との間で契約を締結することとする。
 - (エ) 当該物品を返還する理由が生じたときは、物品受領書(様式第5号)を徴して 当該物品を相手方に引き渡さなければならない。

(寄附者の登録)

第4条 寄附金の提供、物品の寄附の提供、無償による物品の貸し出しを行った者(以下、「寄附者」という。)については、「スポンサー」として登録する。

(寄附による特典)

第5条

- (1) 実行委員会は、予め寄附者の同意を得られた場合、寄附金の提供を行った者については企業・団体名又は個人名及び寄附金額を、物品の寄附を行った者並びに無償による物品の貸し出しを行った者については企業・団体名又は個人名及び物品の内容を、実行委員会が運営するホームページに掲載するほか、実行委員会が発行する記録誌等に掲載するものとする。
- (2) G 2 0 観光大臣会合終了後、(1) の各寄附者に対し、実行委員会会長名による感謝状を送付する。

附則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(様式第1号)

寄附金申込書

年 月 日

- G 2 0 観光大臣会合実行委員会 会長 鈴木 直道 様
- G20観光大臣会合の開催に向けたG20観光大臣会合実行委員会の取組趣旨に 賛同し、その資金として次のとおり寄附します。

記

	HC
寄附金額	円也
ふりがな 名称 企業・団体の場合は 企業・団体名、代表者名。 個人の場合は氏名。	
住 所 (連絡先)	電話
ホームページ 記録誌等 への掲載	掲載にご同意いただける場合は、該当項目に〇をつけてください。 企業・団体名、個人名の掲載に同意します。 寄附金額の掲載に同意します。
備考	

- ※ 1. ご寄附いただく方が企業・団体の場合は、ご担当者の連絡先(ご所属、お役職、 ご氏名、電話番号、E-mail)を備考欄にご記入ください。
 - 2. 個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、お申し込みいただいた方の個人情報は、適正に取扱うとともに保護に努めます。

(様式第3号)

物品寄附申込書

年 月 日

- G 2 0 観光大臣会合実行委員会 会長 鈴木 直道 様
- G20観光大臣会合の開催に向けたG20観光大臣会合実行委員会の取組趣旨に 賛同し、次の物品を寄附します。

記 名 称 物 品 型 式 \mathcal{O} 概 用 途 要 数 量 ふりがな 名 称 企業・団体の場合は 企業·団体名、代表者名。 個人の場合は氏名。 ₹ 住 所 (連絡先) 電話 掲載にご同意いただける場合は、該当項目に○をつけてく ホームページださい。 記録誌等 企業・団体名、個人名の掲載に同意します。 への掲載 物品名の掲載に同意します。 考 備

- ※ 1. 物品をご寄附いただく方が企業・団体の場合は、ご担当者の連絡先(ご所属、 お役職、ご氏名、電話番号、E-mail)を備考欄にご記入ください。
 - 2. 個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、お申し込みいただいた方の個人情報は、適正に取扱うとともに保護に努めます。

(様式第4号)

無償貸与申込書

年 月 日

- G20観光大臣会合実行委員会 会長 鈴木 直道 様
- G20観光大臣会合野の開催に向けたG20観光大臣会合実行委員会の取組趣旨 に賛同し、次の物品を無償で貸与します。

			пL
物	名	称	
品の	型	式	
概要	用	途	
	数	量	
貸	争与	期間	
ふりがな 名 称 企業・団体の場合は 企業・団体名、代表者名。 個人の場合は氏名。		称 ^{揚合は} 代表者名。 :氏名。	<u>T</u>
(連絡	·先)	電話
1	- ム / 記録記 への打	志等	掲載にご同意いただける場合は、該当項目に〇をつけてください。
偱	Ħ	考	

- ※ 1. 無償貸与いただく方が企業・団体の場合は、ご担当者の連絡先(ご所属、お役職、 ご氏名、電話番号、E-mail)を備考欄にご記入ください。
 - 2. 個人情報保護に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、お申し込みいただいた方 の個人情報は、適正に取扱うとともに保護に努めます。

資料8

G20観光大臣会合に関する連携事業募集要綱

(趣 旨)

第1条 G20観光大臣会合(以下、「大臣会合」という。)が本道で開催されるにあたり、官民一体となった北海道全体の受入体制を確立するとともに、併せて関連する事業の実施により今後の北海道の活性化に資するため、G20観光大臣会合実行委員会(以下、「実行委員会」という。)が実施する事業のほか、大臣会合の開催に関連して道内の企業、団体が自ら実施する連携事業を募る。

(募集期間)

第2条 2018年12月14日から、2019年10月31日までとする。

(対象事業)

- 第3条 対象となる連携事業は、次の各号に掲げる事業とする。
 - (1) 大臣会合に対する支援、協力及び受入に関する事業
 - (2) 大臣会合に関連した広報・啓発に資する事業
 - (3) 大臣会合で来道する各国の大臣等を歓迎する事業
 - (4) 北海道の様々な魅力を道内外に発信する事業
 - (5) 次世代を担う子どもたちの夢や希望、国際感覚を育む事業
 - (6) その他、実行委員会が認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず,次に掲げる事業は対象としない。
 - (1) 政治団体及び宗教団体の活動又は特定の宗教及び政治のための活動と認められる事業
 - (2) 事業が公序良俗に反するもの、又は社会的に非難を受けるおそれがあるとき。
 - (3) 団体等の宣伝又は会員の勧誘を主たる目的とする事業
 - (4) 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながる もの又は参加者に対して圧迫感を与えるもの。
 - (5) 事業等の主たる目的が主催団体の構成員の親睦を目的とするもの。
 - (6) 個人が主催するもの。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会が適当でないと認める事業

(募集方法)

第4条 連携事業を応募しようとするもの(以下、「事業者」という。)は、別添様式の 連携事業提案書兼届出書を実行委員会事務局に提出するものとする。

(事業審査・登録)

- 第5条 実行委員会事務局長は前条の連携事業提案書兼届出書を受理した際は、第3条に 基づき事業内容を審査し、登録の承諾又は不承諾の決定を行い、事業者に対して速やか に通知するものとする。
- 2 連携事業の登録にあたって、事業者は次の条件を承諾する。
 - (1) 事業計画を変更する場合は、直ちに届け出ること。
 - (2) 事業の終了後において、事業の実績に関する書類(実施報告書、収支決算書等)、を求められたときは、速やかに提出すること。

(名義使用)

- 第6条 事業者は、次に掲げる名義を使用することができる。
 - (1) G20観光大臣会合連携事業としての名義使用
 - (2) 実行委員会の後援名義使用

(広報)

- 第7条 実行委員会事務局は、事業者の意向を確認のうえ、次に掲げることを広報する。
 - (1) 連携事業の内容等については、ホームページ等より周知PRに努める。
 - (2) 事業者を「パートナー」として登録し、ホームページや記録誌等で公表する。

(使用料及び経費負担)

- 第8条 事業者が第6条に掲げる名義を使用する際の名義使用料は無料とする。
- 2 実行委員会は、事業者がこの要綱による届出等に要した経費及び名義使用の実施に係る経費を含め、事業に係る一切の経費については負担しない。

(利用の中止)

- 第9条 実行委員会は、事業者が行う連携事業が第3条第1項各号に該当しなくなったとき、第3条第2項各号に該当することが明らかになったとき、又は事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、連携事業の登録を取り消し、連携事業の名称の利用を中止させることができる。
 - (1) この要綱の規定に違反し、又は違反する恐れがある場合
 - (2) 偽りその他不正の手段により届出を行った場合
 - (3) 実行委員会が不適当と認めた場合
- 2 実行委員会は、前項の規定による連携事業の名称の利用が、中止により損害が生じた場合であっても、その損害を賠償する責めを負わない。

(紛争の解決)

第10条 事業者は、連携事業に関して第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任に おいて解決するものとし、実行委員会は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を 一切負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、連携事業の募集に関し必要な事項は、実行委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

様式(第4条関係)

G 2 0 観光大臣会合実行委員会 会長 宛

年 月 日

住所団体名 代表者氏名

G20観光大臣会合連携事業提案書兼届出書

G20観光大臣会合に関する連携事業の募集要綱第4条の規定により、次のとおり連携 事業の提案及び届出をします。

連携事業の実施にあたっては、G20観光大臣会合に関する連携事業の募集要綱を遵守するとともに、G20観光大臣会合実行委員会の指示に従います。

事業名称	
開催年月日	
開催場所	
事業内容	※ 事業の趣旨、内容、参加対象について記載してください。
	※ これらを含む開催要項、事業計画書等の添付でもかまいません。
参加予定人数	
事業予算	
他機関への	
後援申請状況	
周知・公表	事業の内容や、事業者を「パートナー」として公表することについて
	可 ・ 否 (いずれかに○を記載願います。)
事務担当者	(氏名) (所属・役職)
	(電話番号) (e-mail アドレス)